

産 商 商 第 59 号

平成29年3月21日

株式会社近商ストア

代表取締役 中井 潔 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成28年8月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

近商ストア向島店

京都市伏見区向島四ツ谷池14番地10号 外

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

店舗南側出入口においては、歩行者の動線が来退店車両の経路と交錯する構造となっているため、歩行者の安全確保に一層努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、向島ニュータウン内、都市計画上の商業地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側は集合住宅、東側は店舗及び集合住宅、西側は道路及び公園を隔てて集合住宅、南側は道路及びテニスコートを隔てて集合住宅が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、閉店時間の延長に伴う青少年対策や駐輪マナーの啓発等に関する質問及び意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、既存店舗を改修し、リニューアルすることに伴う営業時間の延長、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更である。

今回の変更による影響について、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場について

営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、店舗南側出入口においては、歩行者の動線が来退店車両の経路と交錯する構造となっているため、歩行者の安全確保に一層努めることが望まれる。

（2）駐輪場の設置について

営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐輪場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

また、届出者から、来店客の通行の支障となる店舗出入口付近の駐輪については、従業員の巡回により対処しているとの説明があった。

（3）廃棄物等保管施設について

現行の廃棄物等保管施設は容量が十分に確保されており、現状の排出量実績を踏まえると、変更後も対応可能であると考えられる。

（4）騒音について

既存店舗の改修に伴い設備機器の新設が行われたが、昼間及び夜間の等価騒音レベルについては、変更後の予測でも環境基準値を下回っており、また、夜間における騒音の最大値についても、規制基準値を下回っていることから、今回の変更による周辺地域の生活環境への影響は少ないと考えられる。